新潟都市計画区域区分の変更(案) (新潟市決定)

新潟都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」に変更する。

2. 人口フレーム

 X		— 分	年 次	平成 2 2 年 (基準年)	令和2年 (目標年次)
都市計画区域内人口			T区域内人口	905.3千人	885.4千人
	市	街	化区域内人口	718.0千人	735.2千人
		酉	2分する人口	_	734.6千人
			保留する人口	_	0.6千人
			(特定保留)	_	0.6千人
			(一般保留)	_	_

(新旧対照表)

新潟都市計画区域区分を次のように変更する。

(新)

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「計画図表示のとおり」に変更する。

2. 人口フレーム

 X		— 分	年 次	平成 2 2 年 (基準年)	令和2年 (目標年次)
都市計画区域内人口			区域内人口	905.3千人	885.4千人
	市	街	化区域内人口	718.0千人	735.2千人
		酉	2分する人口	_	734.6千人
			保留する人口	_	0.6千人
			(特定保留)	_	0.6千人
			(一般保留)	_	_

(旧)

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「計画図表示のとおり」に変更する。

2. 人口フレーム

 区		<u> </u>	年 次	平成 2 2 年 (基準年)	令和2年 (目標年次)
都市計画区域内人口			T区域内人口	905.3千人	885.4千人
	市	街	化区域内人口	718.0千人	735.2千人
		西西	2分する人口	_	734.1千人
			保留する人口	_	1. 1千人
			(特定保留)	_	1. 1千人
			(一般保留)	_	_

都市計画(案)の理由書

【都市計画変更の内容】

新潟都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域の区分)において、坂井地区 (A=約6.5ha)を市街化調整区域から市街化区域に編入する。

これにより、市街化区域及び市街化調整区域の面積を次のとおり変更する。

	現計画(ha)	変更計画(ha)	増減(ha)
市街化区域面積	15, 530	15, 537	6.5 増
市街化調整区域面積	71, 548	71, 541	6.5 減

【都市計画変更の必要性】

市街化区域編入が保留されていた坂井地区について、着実に都市的土地利用が供される見込みがあることから、市街化区域へ編入する。

【編入予定箇所の位置】

坂井地区(新潟市西区坂井字村上、大野の各一部)

【編入地区の規模】

坂井地区、A=6.5ha を市街化区域に編入する。

総 括 表

1. 基本方針

(1)都市計画区域の概要

新潟都市計画区域は、新潟市、新発田市、聖籠町の2市1町で構成している広域都市 計画区域である。

市街化区域及び市街化調整区域の面積規模は、下表のとおりである。

都市計画区域等の面積規模 (最終変更 令和2年7月17日) (単位: ha)

			<u> </u>
市町村名	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
新潟市	72, 610	12, 978	59, 632
新発田市	10, 669	1, 569	9, 100
聖籠町	3, 799	982	2, 817
合 計	87, 078	15, 530	71, 548

※端数処理のため、各市町の市街化区域、市街化調整区域のそれぞれの合計と合計欄の数値は一致しません

(2) 変更方針

市街化区域編入が保留されていた坂井地区について、着実に都市的土地利用が供される見込みがあることから、市街化区域へ編入する。

2. 今回変更までの時間的経緯

新潟都市計画における区域区分については、昭和45年11月に当初決定を行い、その後、昭和53年6月、昭和61年3月、平成3年12月、平成12年2月、平成23年3月に計5回の定期の一斉全体見直しを行い、その間に昭和58年3月、昭和62年8月、平成元年3月、平成5年10月、平成9年3月、平成16年3月、平成26年3月、平成28年2月、令和2年7月に随時変更を行い、現在に至っている。

今回変更までの区域区分の経緯

新規・変更年月日	計画決定等	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
		(ha)	(ha)	(ha)
S 4 5年11月	当初決定	58, 259	11, 960	46, 229
S 5 3年 6月	第1回見直し	58, 358	12, 358	46, 000
S 5 8年 3月	行政区域変更	58, 340	12, 358	45, 982
S61年 3月	第2回見直し	58, 347	12,609	45, 738
S62年 8月	随時変更	58, 347	12, 437	45, 910
H 元年 3月	随時変更	58, 347	12, 490	45, 857
H 3年12月	第3回見直し	58, 250	13, 065	45, 185
H 5年10月	随時変更	58, 250	13, 134	45, 116
H 9年 3月	随時変更	58, 250	13, 168	45, 082
H12年 2月	第4回見直し	57, 876	13, 924	43, 952
H16年 3月	随時変更	57, 876	13, 933	43, 943
H16年 5月	法律改正による	57, 876	13, 933	43, 943
H23年 3月	第5回見直し	87, 078	15, 446	71, 632
H26年 3月	随時変更	87, 078	15, 456	71,622
H28年 2月	随時変更	87, 078	15, 456	71,622
R 2年 7月	随時変更	87, 078	15, 530	71, 548

3. 変更の内容

(1)人口 (単位:千人)

新潟都市計画	Ē	前回計画	町	今 回 計 画			
区域	行政区域	都市計画 区 域	市街化区域	行政区域	都市計画 区 域	市街化区域	
平成 22 年	927	905	718	927	905	718	
令和2年	904	885	(1) 735	904	885	(1) 735	

市街化区域の令和2年人口には保留含む。()内は、その内数である。

(2) 面積及び人口密度

都市計画 区 域	変更前 市街化	今回変更面積			変更後 市街化	保 留 された	可住地 人 口
	区域	追加	除外	増減	区域	区域	密度
(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(人/ha)
(全体)							
87, 078	15, 530	6. 5	0	6.5	15, 537	7	67
(新潟市)							
72, 610	12, 978	6. 5	0	6.5	12, 985	7	67
(新潟市以外)							
14, 468	2, 552	0	0	0	2, 552	0	67

可住地人口密度は保留された区域を含んだものである。

4. 箇所別調書

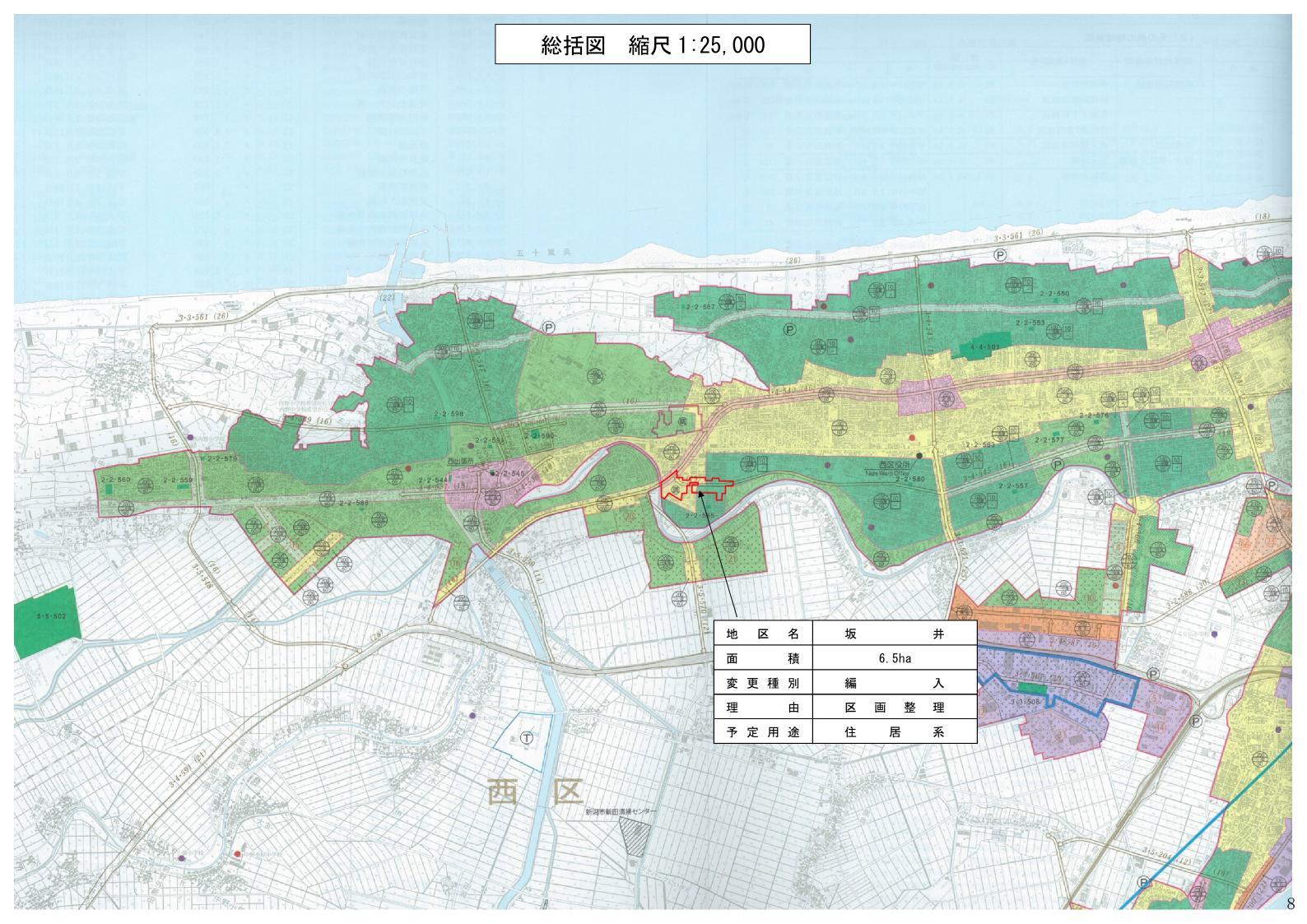
(1) 市街化区域編入予定箇所(新潟市決定)

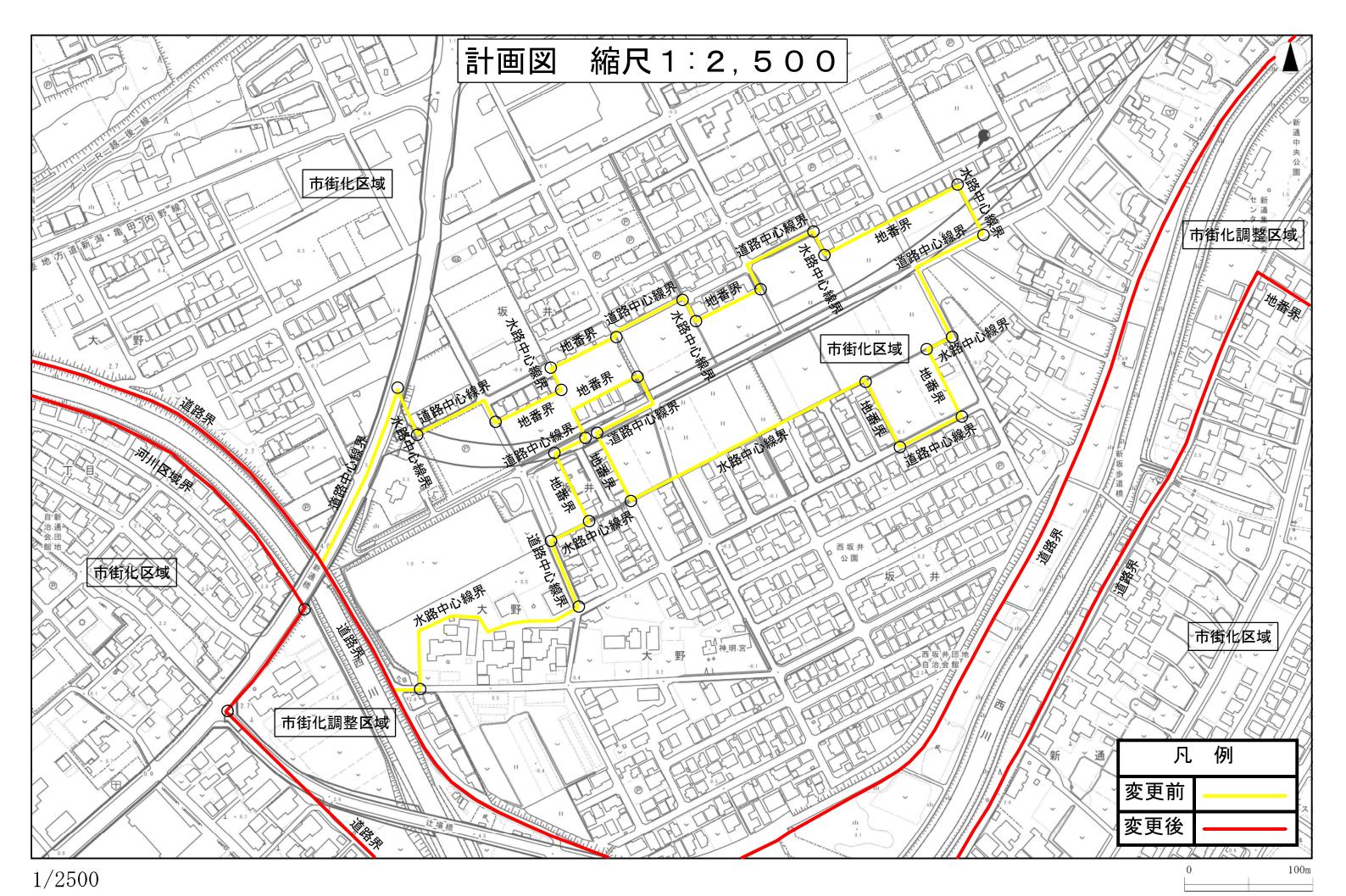
番号	市町村名	地区名	面積	予定用途	編入理由	備考
4 3	新潟市	坂井	6. 5ha	住居系	土地区画整理事業	
	計	1地区	6. 5ha			

(2) 市街化調整区域編入予定箇所(新潟市決定) 該当無し

(3) 市街化区域編入が保留される箇所

番号	市町村名	地区名	面積	予定用途	編入理由	備考
4 2	新潟市	大学南	7. 3ha	住居系	土地区画整理事業	
	計	1地区	7. 3ha			





都市計画策定経緯の概要

新潟都市計画 区域区分の変更 (新潟市決定)

事 項	時 期	備考
素案の縦覧	令和2年 8月19日 から 9月 2日 まで	
公聴会	令和2年 9月16日 (中止)	意見申出書の提出が無かったため中止
新潟県事前照会 新潟県事前照会回答	令和2年 9月17日 令和2年10月16日	
国土交通省事前協議 国土交通省事前協議回答	令和2年10月19日 令和2年12月17日	
都市計画案の縦覧	令和3年 1月 6日 から 1月20日 まで	
新潟市都市計画審議会	令和3年 2月 2日	
新潟県知事意見照会 新潟県知事意見照会回答	令和3年 2月 上旬(予定) 令和3年 2月 中旬(予定)	
国土交通大臣同意協議 国土交通大臣同意回答	令和3年 2月 中旬(予定) 令和3年 3月 中旬(予定)	
決定告示	令和3年 3月 下旬(予定)	